

「銃砲行政の総点検」の結果とその改善策の案

〈総点検の結果〉

ストーカー行為、凶悪な罪を行った者が、猟銃所持許可を得て殺人等を敢行した例がある。また、猟銃を使用した自殺も発生している。

猟銃所持許可の申請時に添付される診断書のうち約98%は、精神障害等を専門としていない医師によるもの。

また、精神障害等の疑いがある場合でも、専門家の判断を得る手段がない。

不適格者の発見・排除については、調査を行っても照会に対する十分な回答が得られない等の問題がある。

銃の保管委託の義務付けについては、受託施設数の制約や払出しへの対応の負担等から実現は困難。

他方、立入検査の実施状況にはばらつきがある。

猟銃実包を違法に貯蔵している例が多くみられる一方で、実包の購入や使用の状況を把握する制度がない。

ベテランや高齢者による事故や違反行為が多い状況にある。

都道府県警察では銃砲行政に専従する者は少なく、ほとんどは他の業務を兼務している状況にある。

〈改善策の案〉

猟銃所持許可の欠格事由の見直し、該当性判断の指針 等

必要な場合には専門医の診断によって確認、認知機能検査 等

調査の根拠となる規定の新設、調査中は一時的に銃を預かる制度 等

講習会の充実や射撃練習の促進等による遵法意識の向上 等

立入検査を含めた効果的な監督措置 等

譲受許可の厳格な運用、実包の消費状況等について記録化 等

講習会の充実 等

本部、署における銃砲行政体制の検討、教養の充実 等

〈今後の取組み〉

実施可能な施策は順次実施に移すとともに、立法措置が必要なものもあることから、次期国会への法案提出に向け、銃刀法改正作業に着手し、速やかに対策を具体化していく。

早急に有識者等からの意見聴取等を行うなどして、検討を深めていく。